

物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、牟岐町が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内業者 牟岐町内に本店、支店又は営業所を置き、かつ、当該入札に係る契約締結の権限を有する者が配置されている業者をいう。
- (2) 町外業者 町内業者以外の業者をいう。

(入札に参加することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(申請書等)

第4条 入札に参加する資格（以下「資格」という。）の審査を受けようとする者は、一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類をそれぞれ1部添付して、町長が別に定める期間内に、町長に提出しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 経歴書（様式第2号）
- (2) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては申請に係る営業を現にしている旨を証明する書面
- (3) 使用印鑑届（様式第3号）
- (4) 印鑑証明書
- (5) 前条各号のいずれかに該当する者でないことを証明する書面
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（個人であって青色申告をしていない者は、省略することができる。）
- (7) 納税証明書
- (8) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合にあっては、これらを受けていることを証明する書面の写し
- (9) 契約の締結につき支店、営業所等に属する者を代理人に選任する場合にあっては、委任状（様式第4号）
- (10) その他町長が別に定める書類

（資格審査）

第5条 町長は、前条の規定により申請書等の提出を受けたときは、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 営業年数
- (2) 従業員数
- (3) 営業実績
- (4) 自己資本の額

2 前項の規定による資格の審査により資格を有すると認められた者に係る入札参加資格者名簿への登載は、前条ただし書の規定により申請書等が提出された場合を除き、令和6年4月1日を最初の期日とし、町内業者にあつては1年ごと、町外業者にあつては2年ごとの4月1日にするものとする。

（変更届等）

第6条 申請者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があつたときは、直ちに、一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）に第4条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 住所若しくは所在地又は商号、名称、氏名若しくは代表者の氏名
- (2) 登録印鑑又は使用印鑑
- (3) 営業種目又は営業品目
- (4) 資本金
- (5) 特約店又は代理店契約
- (6) 契約の締結等につき支店、営業所等に属する者を代理人に選任した場合にあつては、その支店、営業所等の所在地若しくは名称又はその代理人

2 申請者は、その営業を休止し、若しくは廃止したとき又はその休止した営業を再開したときは、その旨を書面により町長に届け出なければならない。

3 町長は、第1項第4号に掲げる事項に係る変更届の提出を受けたときは、再審査を行うものとする。

（資格の有効期間）

第7条 資格の有効期間は、第5条第2項に定める日から町内業者にあつては1年間、町外業者にあつては2年間とする。

2 第4条ただし書の規定により申請書等を提出し審査を受けた資格の有効期間は、前項の規定にかかわらず、前項の期間の残存期間とする。

（資格の取消し）

第8条 町長は、第3条各号又は次の各号のいずれかに該当すると認められる者の資格を取り消すことがある。次の各号のいずれかに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

２ 町長は、前項の規定により資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和６年２月１日から施行する。

様式第 1 号

区分	委任状	受付番号	受付年月日
新規	有 ・ 無		

一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書

年 月 日

牟岐町長 殿

年 月 日から 年 月 日までにおいて牟岐町が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札（指名競争入札）に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

申 請 者	郵便番号				—														
	法人番号																		
	住所又は所在地																		
	(フリガナ)																		
	商号又は名称																		
	氏名 (代表者の役職 及び氏名)																		
	電話番号								F A X 番号										
	メールアドレス																		
	ホームページアドレス																		

	第1順位	第2順位	第3順位
営業種目番号			

[illegible]

連 絡 先	担当部署	
	担当者氏名	
	電話番号	
	F A X 番号	

經歷書

特約店又は代理店となっている会社等の名称 (120字以内)															
主たる仕入先 (120字以内)															
従業員数	技術関係職員					人 (うち県内)					人				
	事務関係職員					人 (うち県内)					人				
	計					人 (うち県内)					人				
	うち障がい者数					人 (うち県内)					人				
自己資本の額 (千円未満切り捨て)	資本金 (元入金)										千円				
	外国資本の比率										%				
	繰越利益剰余金										千円				
	純資産の部の合計										千円				
営業実績 (千円未満切り捨て)	前々年度売上高 A										千円				
	前年度売上高 B										千円				
	平均 (A + B) / 2										千円				
その他	創業					年					月				
	プライバシーマークの取得					有					・ 無				
	ISO14001認証の取得					有					・ 無				

使用印鑑届

年 月 日

牟岐町長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

実印

下記の印鑑を、入札及び見積の参加、契約の締結、並びに代金の請求及び受領のために使用します。

記

使用印

* 会社印不可

委任状

年 月 日

牟岐町長 殿

委任者 住 所 又 は 所 在 地
商 号 又 は 名 称
氏 名
(代表者の役職・氏名)

私は、次のとおり代理人を選任し、権限を委任します。

- 1 入札書の提出
- 2 契約の締結
- 3 物品の納入
- 4 代金の請求及び受領
- 5 その他牟岐町との商取引に係る一切の権限

委任期間 年 月 日から 年 月 日まで

支店、営業所等	所在地	
	名 称	
代理人の職氏名		
郵便番号		
連絡先電話番号 連絡先 F A X 番号		
メールアドレス		

一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請変更届

年 月 日

牟岐町長 殿

申請者 住所又は所在地
（ふりがな）
商号又は名称
氏 名
（代表者の氏名）
郵便番号
連絡先電話番号 （ ）－（ ）－（ ）
連絡先 F A X 番号 （ ）－（ ）－（ ）

年 月 日付けで提出した一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項について、次のとおり変更があったので届けます。

変更事項	変 更 前	変 更 後	付 記